

Title	普国行政法上個人の地位
Sub Title	
Author	村田, 岩次郎
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1914
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.8, No.8 (1914. 10) ,p.1057(147)- 1067(157)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	雑録
Genre	Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19141000-0147

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

に於ても輸出貿易上多少重要な地位を占むるなる可しと雖も、其の他の點に於ては芝罘の發達は現在以上復た多く進む所なかる可し。芝罘には當今尙ほ從來久しく其の地に定住せる商人あり。而して其の商人は深く後方の内地と舊來の聯絡を有せるものあり。且つ又其の位置が南方及び北方の諸港に對する舟運交通に取りて頗る便宜なるものあることも尙ほ依然として舊の如し。然りと雖も青島に於ける商人輩亦決して拱手傍觀するものに非ず。歲月の經過と共に漸次其の活動を進めて内地各方面と新たなる然かも鞏固なる聯絡を確立せり。而して其の聯絡たるや頗る固く且つ永續的なれば、其の競争者たる芝罘が最近益々重要となりつゝある彼の芝罘濰縣間の鐵道の後援を以てするも之を切斷奪取するを得ざる可し。従つて此鐵道の敷設も青島に取りては決して徒に恐怖す可きものに非ざるなり。後方内地より我殖民地に對して行はる

商業は既に十個年以來便利にして然かも整然たる線路の上に行はれつゝあり。一朝にして此商業を其の舊來の線路以外に脱出せしむるが如きは容易の業に非ず。若し強いて之を脱出せしめんとすれば其の商業に與ふるに大恩惠大便利を以てせざる可からざるも、併し港灣なき芝罘は到底斯る恩惠を供するを得ざる可し。加ふるに青島は其の地理上の位置よりして自ら最も便宜に貨物の交換を完結處理し得可き地たるの實あるなり。然れど青島及び其の前衛地たる濟南府に於ける外國商人は尙ほ他に果たす可き一大任務を有せり。此任務たるや確に此等商人の充分自覺し居る所にして他なし。彼等商人は單に平和的經濟的に山東省に侵入せるのみにて止む可きに非ず。爾今更に遠く其の眼光を遙かの後方内地に注がざる可らざること即ち是なり。爾今更に一層鐵道網を擴張せば其の擴張は青島商人の爲めに新たなる商業の機會を與ふ可く、而

して其の新機會が青島の爲めに如何に重要なものあるかは當今未だ容易に想像し得ざる所なる可し。

惟ふに鐵道網の建設を翼進する支那政府の健全なる經濟政策は青島を根據とせる獨逸の一種の文化政策の有力なる後援と相俟ちて、山東省並に其の後方内地に於ける經濟的發達を促進するなる可し。吾人は敢て茲に文化政策と云ふ。其の理由他なし。或る人民をして外國商品に對する購買能力を得せしめ且つ其の人民の生産能力を増進せしむる唯一の方法は其の人民に教ふるに從來よりも一層高等なる生活程度を以てするに外ならず、而して生活程度の此向上は人間内部の向上と離る可らざるものなればなり。

普國行政法上個人の地位

村田岩次郎

古代希臘哲學者の説に従へば、國家は全體であり、各人は全體の部分である、而して眞に存在するものは全體であつて各人は本來別個獨立の存在を有するものでないとするのであるが、自然法學者の説く所は之と全く趣を異にして居る即ち自然法學者は國家の前に無法律の自然狀態を想定し、國家は自然狀態に在る各人の契約に基いて成立するものであるとする。前者は先づ國家の全存在を認めて然る後個人の部分的存在を承認し、後者は個人の全存在を認めて然る後國家の成立を承認する。併し實を云へば、個人の前に國家があるのではなく、又國家の前に個人があるのでもない。國家と個人とは同時に併

存し、同時に發達するものと認め、又して來たものと認めるのが歴史派の主張する所である。そこで國家が國家の利益と幸福とを増進せんとするは國家當然の努力であると同時に、各人が各自の利益と幸福とを進めんとするものも亦各人當然の努力であると言はねばならぬ。如何となれば各人は國家の成員であり、國家と云ふ全體の部分として存在すると同時に夫れ自身亦獨立全部の生存を爲すものであるからである。是を以て國家は常に個人に對して絶對の優越者であり得ないと同様に、個人も亦國家に對して常に絶對の優越者であり得ない。換言すれば其處には互に相侵犯す可からざる疆域がなければならぬのである。吾々は極端なる個人主義と共に國家萬能論を排斥するものである。如何となれば個人主義の極端は無政府主義であり、國家主義の極端は壓制干渉の政治であるからである。前者は「法治の状態より自然の状態に返れ」と叫び

後者は「立憲政治より專制政治に返れ」と要求する。吾人の當に排斥す可きは立憲法治の精神に違背する萬事であつて、其の個人主義に源を發すると、將た又國家主義より來るとは敢て之を問ふの要なしと思ふ。近世の法治國は國家の全存在を全うするが爲めに個人に一定の公義務を課すると同時に、各人の全存在をも全うせしむるが爲めに國法に於て個人公權を認め、國家の權力を以てするも妄りに之を侵害することを許さぬ。換言すれば國家と個人とが夫れ々々全存在を全うせんが爲めに法の上に於て協働の作用に出づることが立憲法治の大精神であり、又大眼目なのである。

二

官吏が國家の機關として其の職務を執行するに方り個人に不法の損害を加へた場合に當該官吏をして賠償の責任を負はしむるか、或は又た國家をして直接引責せしめ、官吏は國家に對して

責を負ふものと爲す可きであるか。惟ふに行政訴訟及び訴願は以て違法不當の行政處分を取消變更するの效果を生じ得べきも、是のみにては法律上の救済全しと云ふことは出来ぬ。故に官吏が其の職務を執行するに方り個人に不法の損害を加へたる場合に、該被害者は損害賠償を請求して、以て不法行政の救済を求むるの途が無くてはならぬ。そこで何人が直接賠償の責任を負ふかと云ふことが問題になつて來る。國家其のもの、人格を否認するならば國家が引責すると云ふ理由は立たぬであらうけれども、國家の人格を否定して國家の活動を法理上適切に説明することは出来ぬ。又國家の人格を認めても、其の人格は法の擬制に依るものであつて、其の意思能力及び行為能力が全く法の擬制に出で其の範圍内に於てのみ存在するものとすれば矢張り前と同様の結論に到達せざるを得ぬ。何となれば國家の意思及び行為の能力が法の擬制の範

圍を出でざるものとすれば國家に不法行為の能力なきことは明かである、而して國家に不法行為能力がなければ官吏の不法行為は一切國家の行為ではない、既に國家の行為にあらざれば國家が當然引責す可しと云ふ理由も立たぬことになるからである。併し國家は事實上國家として活動し得るのである。國家と國家とが衝突する。戦争が起る。夫れは單に元首と元首との争ひではない、又政府と政府との私闘でもない。而して又勿論個人同志の喧嘩ではない。國家と云ふ自然の活動力を備へた活物の公争である。法は唯この活物の自然の活力を認識し、之に法の力を附與したに過ぎぬ。國家の事實上の權力は法の上に於て始めて國家の權利と認めらるゝも、是れ決して無より有を生じたのではない。併し事實上の權力と法律上の權利とは必ずしも強度を同うするものではない。如何となれば法は或る程度まで強者と弱者との力を平均せしむ

るからである。強者が飽くまでも強者であり弱者が飽くまでも弱者であるならば、其れは無法律の自然状態である。少なくとも専制統治の状態である。法治國に在りては、國家は決して無制限の強者ではない。又個人は決して正義を主張し得ざる弱者ではない。個人は國家の全存在を全うせしむるが爲めに公義務を負担し、國家は個人の全存在を全うせしむる爲めに自からの活動範圍を制限しなければならぬ。併し國家は其の範圍を越えて活動し得ないのではない。唯其の範圍を越えた國家の活動は不法の行爲と認められ、其れが個人の全存在に障害を加へた場合は國家に直接賠償の義務を生ずるのみである。國家が個人に對して直接引責するは不法行爲の當事者たる官吏を保護する爲めにあらずして實に被害者たる個人を保護する爲めである。故に官吏の國家に對する責任は國家の引責に依つて消滅するものではない。普漏西に於て國家及び

自治公共團體の賠償責任を認めて居るのは至當であると思ふ。

三

貧民は富者に對して弱者である。勞働者は資本家に對して弱者である。併し強者が飽くまでも強者であり、弱者が飽くまでも弱者であることは文明社會の忍びざる所であるから、近世の國家は何れも強弱二様の社會力を調和せしむることに苦心して居る。普漏西に於ては、救貧事業は初め寺院に依りて行はれ、後市府之に當るに至つたけれども、十九世紀に入るまで、地方團體が法律上救貧義務を課せらるゝことはなかつた。一八四二年に始めて救貧法制定せられ、一八七〇年には獨逸帝國救貧法の制定を見るに至つた。右の法律は一九〇八年に修正された。此の法律に依れば一個以上の市區、一個以上の私領地、若くは其の雙方を以て組織したる地方救貧管理區を單位とし、更に其の數個を合して

大管理區を組織して以て救貧の事業に當ることになつて居る。

從業者勞働者の福利を増進する爲めには第一に營業の自由を保障し、第二に從業者の組織を規定し、第三に勞働者の生命と健康とを保護するの規定を設けて居る。營業の自由は十九世紀の初葉に於て始めて保障せらるゝに至つた。中世に於ては營業は職業組合の專斷的に支配する所であつた。次いで専制君主の治下に在りては職業組合は國家の支配の下に在る公共團體と認められ、國家は自から營業免許權を獨占するに至つた。併し國家の許可を得ずしては如何なる營業にも従事することが出来なかつたから、依然營業の不自由は存したのである。營業税及び警察監督權に關する一八一〇年及び一八一一年の法律は營業の自由を確立し、職業組合の統治權を剝奪した。即ち法律に別段の規定ある場合を除き、營業は總べての人に解放せらるゝに至つ

たのである。一八四五年の法律は此の原則を普國全般に及ぼし、北獨逸聯邦成るに及び更に同一の原則を一層廣く適用し、一八六九年には營業法を制定して營業の自由を保障した。今日職業組合の目的とする所は組合員の融和を計り、主従の關係を改善し、宿舍及び職業紹介の便を計り、徒弟の規定を設け、其の精神的技術的教養を慮り、又紛議を裁定する等の諸事項に外ならぬ。若しも一定の地方に於ける從業者の多數が希望する時は行政命令を以て強制的に組合を設けることも出来る。二以上の組合の代表者が相寄つて組合聯合會を設けることも亦出来るのである。又政府は一定の地方を指定し、命令を以て手工業會議所を設けることが出来る。其の特殊の目的は徒弟の状態を齊一ならしめ、必要な規則の勵行を監視し、國家並に地方行政廳に手工業報告書を呈出し、且つ意見を上申し、營業上の提案を審議し之を當局者に報告し、營

業上の一切の事項に關して進言を爲す等の諸事項を全うするに在る。又聯邦參事院は特定の事項に就て特に給料簿の備付を命じ得るのである。若しも聯邦參事院が此の權限を行使せざりし時は各支分國の政府、院に代つて同様の命令を發することが出来る。勞銀は原則として帝國貨幣を以て支拂はるゝことを要する。法律の規定に違背する所の契約は總べて無効である。又雇主が契約履行の保證として一週の給料以上の多額の金員を勞銀の中より差引くことも許されて居らぬ。地方公共團體は其の條例を以て一週乃至一ヶ月毎に勞銀の支拂を爲す可きことを命ずることが出来る。雇主は未成年勞働者の爲めに別に勉學の餘暇を與へねばならぬ。未成年者を勞働者として使用する場合には一定の公簿に被働者の氏名、生年月日及び生地、法定代理人の氏名、其の最近の住所、雇傭の時日、勞務の性質、從業年限等を明記することを必要とする。被働

者が年期明けになつた場合には其の勞務の性質並に期間、及び本人の希望に應じて其の行狀並に成績をも明記した證明書を與へる義務がある。又雇主は勞働者の健康と生命の安全とを保障する爲めに法律上種々の義務を負担し制限を蒙るのである。十名以上の從業者を使用する事業に在りては十三歳未満の者を使用することは絶対に許されぬ。十四歳未満の者は一日六時間以上働かせることは出来ぬ。十六歳未満の者は十時間以上働かせることは出来ぬ。又或る種類の事業に在りては少年勞働者の使用を絶対に禁じて居る。婦人勞働者には夜業を許さぬ。而して少なくとも十一時間の休息を與へねばならぬ。又分娩時に於ては八週日の休息を與へる。一定の事業には全然婦人の使用を禁じて居る。又一日の勞務終了後、婦人並に幼少勞働者に家内仕事を命ずることは出来ぬ。婦人(並に幼少)勞働者を使用する場合には警察署に其の旨を届出で、

雇傭の條件を明示する必要がある。一九一一年五月三十一日の獨逸帝國保險法は三種の保險を規定して居る。一に曰く、疾病保險。二に曰く、傷害保險。三に曰く、老廢死亡保險。第一の疾病保險料は一部は雇主、一部は被働者が負擔する。其の割合は前者一に對する後者二である。第二の傷害保險料は其の事業の危険性及び勞銀の高を標準として雇主より徴收する。第三の老廢死亡保險料は一部は帝國政府之を負擔し、一部は雇主並に被働者が等分に負擔することになつて居る。

四

警察とは何であるか? 之が定義に就いては學者間多少の異論があるけれども、警察が個人の自由を制限する命令強制の權力作用であると云ふ一事は之を動かすことは出来ぬ。故に行政法上個人の地位を觀察する場合に於て看過す可からざるは實に警察權の作用である。而して殊に

注意すべきは言論、印行、集會、結社に關する自由公權と警察權との關係である。獨逸の出版法に依れば出版物は次の場合に於て警察官に依り沒收せられ得ることになつて居る。

- (一) 發行者、印刷者、及び責任ある編輯者の氏名住所に關し法定の形式を缺く時。
- (二) 頒布を禁止せる外國の出版物。
- (三) 戰時又は事變に際し、軍事上の記事の發表を禁ずる帝國宰相の命令に違背せる出版物。
- (四) 國事犯を誘致し、皇帝並に各聯邦の元首を攻撃し、法律違反を教唆し、階級的反抗心を挑發し、不徳猥褻の記事を掲げ、以て刑法に觸るゝ所の出版物。

但し此の場合には二十四時間以内に刑事裁判所の決定を請求するを要す

若しも裁判所が物件の押收を非認したる場合には、其の押收物件を所有者に返還せねばならぬ。又五日以内に裁判所の追認を得なかつた場合には、矢張り押收物件を返還す可きものとなつて居る。又刑事上の訴追が二週間以内に爲されなかつた場合には、没收を追認した裁判所の決定は無効となる。

又一八四八年までは結社は一般に禁止せられ、政治上の集會も許さなかつたのである。然るに一八四八年四月六日に始めて集會結社の自由が宣言せられ、次で一八五〇年には普國憲法第二十九條及び第三十條に於て之を保障するに至つた。併し乍ら屋外集會及び政治的結社は依然制限を蒙つて居る。不法の目的を有する結社は行政命令を以て之が解散を命ずることが出来る。但し其の命令は行政裁判所の判決に依つて取消

され得るのである。政治的結社は必ず一人若くは數人の幹事と社則とを有せねばならぬ。幹事(若くは主幹者)は社則の謄本及び社員名簿を二週間以内に管轄警察署に届出づる義務がある。社則又は社員に變動ある毎に同様の手續を履まねばならぬのである。又政治的集會に就いては其の集會の二十四時間前に集會の場所及び日時を管轄警察署に届出づるの定めである。但し一般に公告せられたる集會は此限にあらず、又政治上の目的を有する選舉人の會合は選舉の期日の指定せられたる時より選舉の終了する間に於て通告するの要なし。一般の屋外集會及び屋外運動は發起人に於て二十四時間前に日時及び場所を管轄警察署に届出づるのである。併し其の集會又は運動が公安に危害を及ぼさざる限り、之が許容を拒絶することは出来ぬ。警察當局者は何れの集會にも二名より多數の代表者を派遣することは出来ぬのである、又派遣せられたる

者は必ず自から其事を座長又は發起人に告げねばならぬのみならず、若しも集會の解散を命ずる場合には必ず其の理由を明示しなければならぬ。而して其の理由に不服なる者は之を行政裁判所に訴へて黑白を決することが出来る。十八歳以下の者は政治的結社の社員たることが出来ぬ、又政治的集會に出席することも許されぬ。若しも此の規定に違背するものがあれば、之に對して百五十馬克乃至三百馬克の罰金を課することが出来る。勞働者としての未成年者の使用を制限するのは好いが、何故に青年を政治より絶縁せしむる必要がある? 青年をして政治を解せしめざるが故に青年は公事に冷淡になり、恐る可き非國家的勢力を醸成するに至るのである。國家破壞論者は斯くして現はれ、無政府主義者は斯くして出づるのである。思へば保守的政治家の保守政策程愚劣なものはない。

五

普國地方行政上、特に留意す可きは三級選舉制度である。三級選舉制度は國會議員の選舉にも採用されて居る。我が國に於ては幸ひ國會議員の選舉の場合に此の方法を採用せざるも市會議員の選舉に之を採用して居る。私は之を目して立法政策の矛盾と云ふ。是れ猶ほ獨逸帝國議會の議員選舉に三級制度を採用せざるに普國にのみ之を採用したると同様の矛盾である。三級制度の最も重要な特徴は公共費の濫費を慎しむ其の節約を念とする傾向のある富裕者の階級に優越権を保障する一事である。彼等富裕者の階級は大なる公共の負擔に任ずると共に此の優越なる地位を保障せらるゝのである。さり乍ら吾人は斯の制度の下に於て多數の者が微力無責任となり、公共の政治に冷淡となり、延ひて地方自治の不振を來すに至らしむると云ふ容易に償ふ可からざる損失のあることを忘れてはならぬ。加之三級制度は徒らに階級的觀念を強め、私の

利害、特殊階級の福利を念として公共の政治に與る可からずと云ふ立憲政治の大原則を破却する危険性を有して居る。獨逸の「クルップ」工場所在地たるエッセンに在りては一級選舉人は總選舉人約二萬人の中僅か三名に過ぎず、一級二級を合算するも猶ほ四百餘人に過ぎなかつたことがある。然も此の少數の者が實に市會議員の大半を選定するの事實を見ては唯々驚くの外はない。又各階級の被選者の少なくとも半數は家屋の所有者たらざる可からずとの規定さへある。此の規定の之有るか爲めに三級選舉人の蒙る苦痛はまた一通りでない。之が爲めに現に三級選舉人が本來望みもしない人物を一二級所屬の選舉人の中から選出した實例がある。事茲に到つては最早や合理不合理の問題ではなくて、殆んど滑稽に近い。選舉は何が爲めに行ひ、選舉制度は如何なる目的を有するかを反問するまでもないのだ。思へば保守的政治家の保守政策

程愚劣なものはない。

六

法は吾人共同生活の準則である。吾人は社會共同の生活を全うする爲めに法を重んじ、又法に當然服従しなければならぬ。強者も弱者も、又富者も貧者も共に等しく法に羈束されねばならぬ。正義は法の母であり、法は一視同仁であるさは去り乍ら、法夫れ自身は決して萬能の力を有するものでない。法は不正を罰し、惡を防ぐことが出来るにしても、不正其のもの、惡其のものを滅却する力がない。此の根本の絶大の力は社會を構成する吾人の頭に宿る。人を離れて法なし。法を殺すも活かすも實は各人の自由である、勝手である。社會改善の問題は或る程度まで法制改革の問題であるが、其の根本に於ては常に各人の自己内省を要求して止まぬのである。普國の政治家が法制の改善を爲すと爲さぬとは敢て我れの關する所でない。併し我れは我が

法制を改善すると共に、又之を活かすの工風がなくてはならぬのである。

(完)

米國聯邦新所得稅法(下)

向井鹿松

三、課稅率

課率に付き研究すべきは免稅と累進稅率との二問題なり。

第一の問題に關し特に注意を要するは、新稅法が各個人に適用さるるは其所得三千弗を超過したる場合に限ることこれなり。原案に於ては此の免稅點を四千弗となしたりしか、餘りに高きに過ぐるを以て中途修正して之を三千弗となし、子供あるものに對しては此の上五百弗又は一千弗を高むることとせり。然れども結局此子供に對する免稅規定は削除せられ、其の代り結婚せる者に對しては免稅點を三千弗の上更に一千弗を加ふることとなれり。但し結婚せるものに對する此合計四千弗の免稅規定は同居せる夫